

## 奈良県公安委員会告示第163号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3第1項の規定に基づき、令和5年10月12日をもって、次のとおり運転免許取得者等検査の認定をしたので、同条第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第2項の規定に基づき公示する。

令和5年12月26日

奈良県公安委員会

委員長 島本 太香子

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	運転免許取得者等検査の方法の区分	運転免許取得者等検査の方法の名称
名称：一般財団法人奈良県交通安全協会 住所：橿原市葛本町159番地 代表者：岡本好央	橿原中央自動車学校	橿原市葛本町159番地	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第1号に掲げる方法	認定認知機能検査
名称：みやと 住所：橿原市葛本町220番地の6 代表者：金元吉幸	みやとドライブスクール	橿原市大垣町20番地の1	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第1号に掲げる方法	認定認知機能検査